

令和3年度 愛知県地域職業訓練実施暫定計画

令和3年1月●日

1 総説

計画のねらい

○ 地域職業訓練実施計画は、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（以下「法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者という。」）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等、多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、愛知県における求職者支援訓練、その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し、重要な事項を定めたものである。

○ 本計画は、特定求職者に対し切れ目なく職業訓練の機会を提供するため、令和3年9月30日までの求職者支援訓練を順次認定するに当たって、必要な事項を定めるものである。

2 令和3年度上半期における求職者支援訓練の実施規模と分野（別紙「愛知県地域職業訓練暫定実施計画（求職者支援訓練に係る認定定員配分内訳）」のとおり）

（1）現下の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、離職を余儀なくされた非正規労働者や自営廃業者など、雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能を必要かつ十分に発揮するには、質・量ともに充実した訓練機会を提供する必要があるため、令和3年度においては、訓練認定規模1,416人を上限とすることを想定し、計画期間中は1,307人を上限として設定する。

（2）訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）の割合を30%とし、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を70%と設定する。

（3）その際、成長分野や人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、愛知県として特に取り組みをすすめる就職氷河期世代も含めた安定就労を目指す者の就業支援を目的として、実践的な技能等の習得、就職に直結する資格が取得できる短期間

の訓練コースを「地域ニーズ」枠として設定する。

(4) 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

	訓練認定規模	割合
基礎コース	425人	30%
実践コース	991人	70%
医療事務系	50人	(5%)
介護系	198人	(20%)
情報系	99人	(10%)
その他	644人	(65%)
理美容系	193人	[30%]
理美容系以外	451人	[70%]
【地域ニーズ枠】就職氷河期世代を含めた安定就労を目指す者の就業を支援するため、実践的な技能等を習得し、就職に直結する資格（介護職員初任者研修修了、生活援助従事者研修修了、医療事務に関する試験（※））を取得できる短期間の訓練コースを地域ニーズ枠として「医療事務系」「介護系」のうち30名を設定する。	30人	

上記のうち、新規参入枠は30%以内とする。但し、地域ニーズ枠については、実績の有無に関わらず、すべて新規枠とし、当該上限値（30%以内）の別枠とする。

(※) 医療事務技能審査試験、医療事務管理士技能認定試験、調剤事務管理士技能認定試験、医療事務検定試験、診療報酬請求事務能力認定試験など

(5) 認定単位期間について、愛知県においては、四半期ごとに求職者支援訓練を認定することとする。

(6) 一つの訓練コースに係る定員は30人を上限とする。

(7) 認定単位期間ごとに、具体的な定員及び認定申請受付期間等については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部のホームページ及び愛知労働局ホームページで周知する。

3 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までとする。

4 計画の改定

本計画は、訓練実施規模の確定状況及び職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定を行うこととする。